様式第1号

「県央」と記入

## 飼育動物診療施設開設届

家畜保健衛生所長 殿 令和○年○○月○○日

この書類を提出 する日付を記入

開設者 住所 〒000-000

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

法人で届け出る場合は主たる事務所の住所 個人で届け出る場合は自宅の住所

氏名 △△ 株式会社 代表取締役 県央 一郎

(法人にあってはその名称、代表者の役職氏名)

個人で獣医師の場合は「有」に〇 法人の場合は代表者が獣医師かど うかに関わらず「無」に〇

獣医師であることの有無 (有 (無)

電 話 番 号 0000-000-0000 0000-000-0000

ファクシミリ番号

E-mail 000000@0000

診療施設を開設したので、獣医療法第3条の規定により、診療施設の開設を次のとおり届け出ます。

ふりがな △ △ どうぶつびょういん △△動物 病院 1 名 称 診 療 電話番号 0000-000-0000 FAX0000-000-0000 施 開設場所 〒〇〇〇一〇〇〇 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 設 開設年月日 令和〇年〇〇月〇〇日 ふりがな 2 けんおう はなこ **県央 花子** 管 K. 名 理 者 電話番号 0000-000-0000 FAX0000-000-0000 管理獣医師の自宅 〒〇〇〇一〇〇〇 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 住 の住所を記入 3 (小動物) ) 診療の業務の種類 産業動物 ・) その他( 4 診療施設の構造設備の概要 (1) 建物の構造 独立家屋( 階建て)、マンション・アパート等の集合家屋( 階)、 その他( 独立家屋・集合家屋: ①何階建てか、 鉄筋コンクリート造)鉄骨造、木造、 ②建物の何階にあるか を記入 その他( ) (2)診療施設の床面積 100 m<sup>2</sup> (3) 逸走防止の設備 おり、ケージ、くい・保定枠等、動物が自力で開放できない構造の扉・窓 その他( ※開設時には、逸走・感染防止の設備が必要です (往診のみの場合を除く) 隔離収容設備、間仕切り板が設置されたおり・ケージ (4) 感染防止の設備 有)無 その他( )

該当するものを〇で囲ってください

## ※開設時には消毒設備が必要です

	1 _										
(5)消毒設	備			3消毒器、 他(	滅菌手洗器	₹. ( <del>1</del> -1	-クレーブ、ガス滅菌	<b>直器</b> 噴霧器、	<mark>)</mark> 散霧器 )		
(6) 調剤	有・無			[:	「有」の時は下の欄も記入						
施設	採光、照明及び換気			有	有 無 窓、換気扇						
	冷暗斯	宁蔵施設		有	有 無 冷蔵庫その他冷暗貯蔵ができる設備						
	調剤器具			有	有 無 調剤台、はかり、薬匙等						
(7) 手術	有・無			[7	「有」の時は下の欄も記入						
施設	耐水性の構造の内壁 及び床			有	有・無 内壁(床面からおおむね1.2mまでの高さ)及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料で覆われていること。						
(8) エックス線装置 台 (装置を有する場合は次ページ以降「エックス線装置の根 獣医療法施行規則第1条 第6号に該当するもの に限る。 台数分記入											
(9) その他 診療形態が往診のみの場合はここに「往診のみ」と記入											
(10)診療業務を行う獣医師(管理者を最上段に記載してください) (エックス線装置を有する場合は、エックス線診療に従事する獣医師及びそれに関する経歴)											
氏	名	獣医師登録者	番号 登	録年月日	エックス線診療に	従事	エックス線診療	寮に関する経	歴		
県央 花	子	第00000	o <b>号</b> H	120.4.1	する・し	ない	エックス線診療	原に11年間	従事、○○講習会参加		
神奈川	太郎	第00000	o <b>号</b> R	1.4.1	する・し	ない	エックス線診療	原に1年間従	事		
   獣医師免	 許証を	合は、免 れている	許証の	裏	する・し	ない					
書きがあ 裏面に記	る場合 入され			カ	する・し	ない					
登球年月	日を記入				する・し	ない					
					する・し	ない					

※ 「診療用高エネルギー放射線発生装置」、「診療用放射線照射装置」、「診療用放射線照射器具」、「放射性同位元素装備診療機器」、「診療用放射性同位元素」、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を有する場合は、獣医療法施行規則第1条7号~11号に定められた事項を添付すること。

定格出力の管電圧 10 キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが 1 メガボルト未満のエックス線装置が対象 ※設置台数分記入すること

	5 エックス線装置の概要										
	(1) エックス線装置の製作者名、型式及びエックス線高電圧発生装置の定格出力										
	製作者名	〇〇 株式会社									
	型式	ABC-123型									
	製造年月日	令和○ 年 ○月 ○日									
Г. <u></u> .	装置の種類	固定式 (移動可) 固定式 (移動不可) ポータブル									
コンデ	のみのもので、 ンサーを備えて 区 分 ものは短時間定	管電圧 管電流 撮影時間									
	のみを記入     長 時 間       高電圧発生装     短 時 間       置の定格出力     蓄 電 式	KVp mA - 100 KVp 40 mA 0.2 秒 KV									
該当するものをつで囲ってください	用途	撮影を表現を表現しています。									
	設置時の状態	行の場合は中古品 新品・中古品 となるので注意す る									
	設置年月日	令和〇 年 〇月 〇日									
	(2) エックス線装置の放射線障害	5止に関する構造設備の概要									
	照射筒	有 · 無									
	絞 り	有 · 無									
	総ろ過量	<b>2</b> . <b>5</b> mmアルミニウム当量									
	透視用エックス線装置 用詞	途が透視用の時記入									
	エックス線管回路自動開放装置	有 • 無									
	   利用線すい可動絞り装置 	有 · 無									
		有 • 無									
	   蛍光板通過後の放射線量	nC/kg·時間									
		有·無									
	治療用エックス線装置 用途	金が治療用の時記入									
		有 • 無									

(注意:エックス線装置を複数保有する場合は、このページを台数分記載してください。)

エ	ックス	線診療室	図の概要	エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、 その他()						
	区		分	材	材料		<del>خ</del>	放射線防護に関する措置		
診療	<b>3</b>	₹	井	鉛合板		OOmm		鉛当量〇〇mmPb		
		東	側	鉛合板		OOmm		<b>鉛当量○○mmPb</b> 人が常時」		
^	の壁	西	側	鉛合板		OOmm		鉛当量〇〇mmPb	が1週間につ き1mSv 以	
物等	遮 へ い 物 	南	側	鉛合板		00	mm	鉛当量〇〇mmPb	─ 下になるよう	
		北	側	鉛合板		OOmm		鉛当量○○mmPb		
		床		コンクリート		OOOmm		地下室なし		
		出入口の扉			鉛合板		mm	鉛当量〇〇mmPb		
標識の有・無			• 無	有 · 無						
	注意	事項の	表示	有 · 無						
	(4)診療施設における放射線障害の防止に関する予防の概要									
管	立入制限措置管理区域			<b>遮へい物(材質等:<mark>鉛合板</mark> )による区画、白線による区画、</b> その他( )						
	標識		有無		有 · 無					
7	び その他 使		設の見取 クス線装 る室の遮 配置状況	置を				(別紙)		

測定用具としてフィルムバッジのみを保有している場合は エックス線診療に従事するスタッフの人数分必要です

防護用具の保有状況

線測定用具等の保有状況

**防護手袋**( 2

エックス線診療従事者等の放射(フィルムバッチ(2)、熱ルミネセンス線量計( )、

ポケット線量計 )、その他(名称:

その他(名称:

) 、防護エプロン( 2 ) 、

、数量:

数量: )

6 主要幹線道路からの案内図

最寄りの幹線道路(国道等)からの案内図を記入 ※手書きの他、開設チラシ、インターネットの地図でも可です

これでも可

注意:他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

7 診療施設配置図(平面図) 主な備品等も記入してください。

「待合室」「診察室」「手術室」「エックス線検査室」 「入院室」等を部屋の主な目的に合わせて明示してください。

備品:「薬品だな」「ケージ」「冷蔵庫」「エックス線装置」等の

配置を明示してください
※設計図でも可です

これでも可

注意:他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

8 エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況 平面図及び側面図 「エックス線装置」「遮へい物等の配置」「管理区域」 「エックス線の標識」「注意事項の表示場所」等を記入 これでも可

注意:他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

## 添付書類

## 忘れずに提出してください

- (1) 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為
- (2) 開設者が獣医師である場合はその者の、また管理者及び診療の業務を行う獣医師の免許証の写し (裏面に記載がある場合は両面)
- (3) エックス線装置を使用する場合は、獣医療法施行規則第18条に基づき診療を開始する前に行った、 エックス線の漏えい線量の測定結果を示す書類